



**「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に
関する調査」
に係る一般競争入札**

(総合評価落札方式)

入札説明書

2018年10月19日

独立行政法人**情報処理推進機構**

目 次

I. 入札説明書	1
II. 契約書	6
III. 仕様書	14
IV. 入札資料作成要領	28
V. 評価項目一覧.....	35
VI. 評価手順書	44
VII. その他関係資料.....	47

変更履歴

	変更年月日	変更箇所	変更内容
1	2018年10月29日	p. 23 III. 仕様書 6. (1)	以下の文言を追加 「ただし、法令に基づいて、必要最小限の範囲で開示 する場合を除く。」

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2018年10月19日付け公示）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 作業の名称 | 米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査 |
| (2) 作業内容等 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (3) 履行期限 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (4) 入札方法 | 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、 |
- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
 - ② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
 - ③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (4) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び場所

- (1) 入札説明会の日時
2018年10月24日（水） 10時30分
- (2) 入札説明会の場所
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室C
※ 入札説明会への参加を希望する場合は、14. (4)の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。

5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
2018年10月24日（水）から2018年11月2日（金） 17時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。
- (3) 担当部署
14. (4)のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 受付期間
2018年11月6日（火）から2018年11月8日（木）。
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。
- (2) 提出期限
2018年11月8日（木） 17時00分必着。
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
- (3) 提出先
14. (4)のとおり。
- (4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式 2	1 通
②	入札書	様式 3	1 通
③	提案書	—	4 部
④	評価項目一覧	—	4 部
⑤	最新の納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し	—	1 通
⑥	平成 28・29・30 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1 通
⑦	提案書受理票	様式 4	1 通

(5) 提出方法

- ① 入札書等提出書類を持参により提出する場合
入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載するとともに「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載し、かつ、「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。
- ② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合
二重封筒とし、表封筒に「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調

査 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

- ① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。
- ② なお、必要に応じてヒアリングを次の日程で実施する場合がある。
日時：2018年11月12日（月）10時30分～16時30分の間（1社あたり60分間を予定）
場所：東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 応接室C
なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2018年11月15日（木）10時30分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室C

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする可能性がある。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書 契約書案を参照）

12. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

13. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 富田 達夫

14. その他

- (1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 入札結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書及び提案書の電子データを提出するものとする。
- (4) 入札説明会への参加申込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンターセキュリティ対策推進部脆弱性対策
グループ

担当：辻、桑名

TEL：03-5978-7527

E-mail：isec-vm-kobo@ipa.go.jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を
訪問すること。

(5) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約・管財グループ 担当：今木、佐藤(真)

TEL：03-5978-7502

E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をいただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

II. 契約書 (案)

〇〇〇〇情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（再請負の制限）

第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第 8 条 甲は、第 4 条の規定により納入物件の納入を受けた日から 30 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等

を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

- 一 仕様書その他契約条件の変更。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

- 第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(納入物件の知的財産権)

- 第 17 条 納入物件に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。
- 2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作者人格権、及び納入物件に対する著作権法第 28 条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

- 第 18 条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に

「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第20条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

- 第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」

事業内容（仕様書）

独立行政法人情報処理推進機構

事業内容（仕様書）

1. 件名

「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」

2. 背景・目的

近年、社会インフラに深刻なダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大しており、海外においては既に、他国家等からなされるサイバー攻撃により、重要インフラ・産業基盤の安全が脅かされる事案が発生している。このような状況下において、我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力を強化する必要があるとあり、制御システムのサイバーセキュリティの必要性が高まる中、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、産業サイバーセキュリティセンターによる人材育成や、国内事業者向け制御システムのセキュリティリスク分析ガイドなどの公開に取り組んできた。

今回、セキュリティ対策基準として先進的な米国の電力業界を選定し、関連する基準の内容、及び適用状況の調査を行う。

本調査結果の活用方法としては、国内の電力事業者が各事業者におけるセキュリティ対策要件を策定する際に活用すること、また、電力分野以外の重要インフラ分野あるいは事業者が各業界におけるセキュリティ対策要件を策定する際に活用すること、を想定する。

3. 事業概要

今回の調査では、NERC CIP¹、C2M2²及びNIST IR 7628³を対象とし、以下(1)～(4)の業務を実施する。

- (1) 作業計画の作成と業務遂行管理
- (2) 国内有識者へのヒアリング調査
- (3) 最新版のNERC CIPの日本語訳の作成
- (4) 最新版のNERC CIP、C2M2及びNIST IR 7628の解説書等の作成

4. 業務内容

4.1. 作業計画の作成と業務遂行管理

- (1) 契約後速やかに作業計画書を提出すること。また、作業は機構の指示に基づき計画の承認を得てから行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行うものとする。プロジェクト管理等により、作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行い、もし作業の遅延等が生じた場合には機構に報告すること。
- (2) 本調査に関して「調査予定」「ヒアリング調査完了（中間）」「チェックシート・報告書の構成案作成」の各段階で機構のレビューを受け、承認を受けてから進めること。
レビュー及び報告会の開催スケジュールは以下の時期と報告内容を想定しているが、最終的には機構と協議の上決定する。調査結果資料は報告会の開催前に機構へ送付し、関係者が内容を確認の上、議論できるように工夫すること。

¹ NERC CIP (North American Electric Reliability Corporation Critical Infrastructure Protection Standard) : 北米電力信頼性評議会 重要インフラ保護サイバーセキュリティ基準

² C2M2 (Cybersecurity Capability Maturity Model (C2M2) Program) : マネジメント成熟度モデル

³ NIST IR 7628 (National Institute of Standards and Technology (NIST) IR 7628) : 米国国立標準技術研究所によるスマートグリッドに関するセキュリティガイドライン

	開催時期（案）	報告内容
第1回	2018年11月下旬	調査予定（調査方法、調査対象機関、調査実施方法、及び資料作成の方向性など）の確認及び承認
第2回	2018年12月末頃	ヒアリング調査完了時点での中間報告（最終報告に向けた方向性確認）及び最終報告に向けての方向性の確認と承認 チェックシート記入例の前提条件の確認と承認
第3回	2019年1月末頃	解説書等の構成案作成（最終的に機構が想定する内容に合致しているか方向性確認）についての確認と承認
第4回	2019年2月末	報告会

※なお、上記スケジュールは工程を最適化する観点で、機構承認のもと変更可能とする。

4.2. 国内有識者へのヒアリング調査

契約締結時点で最新の NERC CIP、C2M2 及び NIST IR 7628 の内容把握を行い、米国での活用状況、課題、適用範囲（現在の範囲と将来の予定）を調査する。調査の際は個別の議事録を作成のこと。調査内容については事前に機構の承認を得た上で、調査成果については 4.1. に示す報告会への中間報告書としてまとめること。

4.2.1 ヒアリング調査

(1) ヒアリング対象

調査対象は機構から指定する国内有識者・国内機関 1～3 名または組織とし、機構による調整を含めて協議の上で決定する。

(2) ヒアリング内容

以下の内容を含み、各基準に対する意見、具体的な対策を含む活用状況、課題、今後のロードマップなどの見通しなどをヒアリングすること。

① NERC CIP

- ・ 対象事業者及び事業者数
- ・ 評価事業者数・評価周期
- ・ 適用実績（適合率、準備期間、評価機関等）
- ・ 適合評価（エビデンス評価含む）の実施体制

② C2M2

- ・ 自己評価実施事業者、システム数、頻度等
- ・ C2M2 評価が監督機関等に義務付けられているのであればその対象範囲及び評価・報告実績
- ・ セキュリティ対策向上への貢献度合
- ・ 評価結果の活用状況（第3者への自己宣言等）
- ・ C2M2 の電力・石油・ガス分野以外への適用予定

③ NIST IR 7628

- ・ 対象事業及びシステム
- ・ 本ガイドラインの活用状況
- ・ 日本国内で活用するには、どのように活用したらよいかのアドバイスを求む

④ 上記ヒアリングを踏まえ、各基準をそのまま日本に適用すると仮定した場合の、課題、問題点等を特定すること。

4.2.2 中間報告書

有識者にヒアリングした米国での活用状況調査の結果を分析して、日本国内に NERC CIP、C2M2 及び NIST IR 7628 を活用する際の課題・提言などを中間報告書として取りまとめること。調査内容

については事前に機構の承認を得た上で、4.1.に示す報告会で報告を行うこと。

4.3. 最新版の NERC CIP 日本語訳の作成

4.4. に示す解説書等作成のための内容把握を目的として、NERC CIP の最新版の日本語訳を行うこと。

①日本語訳に関する要件

- ・ 本文中、図・表が含まれている箇所は、必ず本文と図・表の対訳の照合を行うこと。
- ・ ITに関する知識・知見を有する者によるチェックを行うこと。
- ・ 全体を通じた用語・表現・文体（～である調）の統一を図ること。
- ・ 特に用語は機構用語集及び辞書参照すること。機構用語集及び辞書にない用語は用語一覧を作成し、機構の承認を得ること。

②編集に関する要件

- ・ 複数の翻訳担当で翻訳を行う場合は、翻訳文書の文体を統一する作業を行うこと。
- ・ 校正段階での品質向上のため、本作業の初期段階で日本語訳に迷う表現について日本語訳文案をリストアップし、機構の了解をとること。
- ・ その他の作業を進めるにあたって迷う部分の扱いについては、個別に機構と相談の上、作業すること。

機構から以下のバージョンの日本語訳を貸与するので、契約締結時点での最新版との差分のみ日本語訳を作成し、統合すること。

なお、「CIP-013」及び「CIP-014」については、貸与文書はないので、新規に日本語訳を作成すること。

- ・ CIP-002-5.1 Cyber Security – BES Cyber System Categorization
- ・ CIP-003-5 Cyber Security – Security Management Controls
- ・ CIP-004-5.1 Cyber Security – Personnel & Training
- ・ CIP-005-5 Cyber Security – Electronic Security Perimeter (s)
- ・ CIP-006-5 Cyber Security – Physical Security of BES Cyber Systems
- ・ CIP-007-5 Cyber Security – System Security Management
- ・ CIP-008-5 Cyber Security – Incident Reporting and Response Planning
- ・ CIP-009-5 Cyber Security – Recovery Plans for BES Cyber Systems
- ・ CIP-010-1 Cyber Security – Configuration Change Management and Vulnerability Assessments
- ・ CIP-011-1 Cyber Security – Information Protection

参考 URL :

「NERC CIP」

<https://www.nerc.com/pa/Stand/Pages/CIPStandards.aspx>

「機構用語集及び辞書」

https://www.ipa.go.jp/security/ciadr/word_idx.html

<https://www.ipa.go.jp/security/ciadr/crword.html>

https://www.ipa.go.jp/security/virus/beginner/dic/dic_top.html

4.4. 最新版の NERC CIP, C2M2 及び NIST IR 7628 解説書等の作成

NERC CIP, C2M2 及び NIST IR 7628 を参照して、日本国内事業者がセキュリティ対策の適用やマネジメント成熟度などの状況をセルフチェックする際に、活用するための解説書等を作成する。

なお、C2M2 については、「ELECTRICITY SUBSECTOR CYBERSECURITY CAPABILITY MATURITY MODEL (ES-C2M2)」を対象とする。

- ・ 解説書等は、「(国内外の他規格との) 比較対応表」「解説書」「チェックシート」「チェックシート記入例」で構成すること。解説書等は、国内事業者がこれらを読むことで、チェックシートを使用して、簡易にセルフチェックができるようにする構成とすること。
- ・ 国内事業者が効率的に活用できるように、必要十分な項目に絞り、コンパクトに記述のこと。
- ・ 比較対応表、解説書、チェックシート、チェックシート記入例を、一式で相互に参照できるように、整合性、視認性を考慮のこと。

4.4.1. 最新版の NERC CIP 解説書等の作成

(1) 比較対応表

- ・ NERC CIP の要求項目ごとに、以下のサイバーセキュリティガイドラインとの比較対応表を作成すること。NIST Cyber Security Framework などとの比較も含めて作成することが望ましい。
- ・ 比較対比する国内外のガイドラインは電力制御システムからスマートメーターまでを網羅した構成で比較することが望ましい。
- ・ 比較する対象となる国内外のガイドラインについては機構と協議の上で決定すること。
- ・ ただし、以下に記載する比較対応表は必須で作成すること。

必須対応表：

NERC CIP 比較対応表
・ NERC CIP の全項目に対する JESZ0004 (2016) 電力制御ガイドラインとの比較
・ JESZ0004 (2016) 電力制御ガイドラインの全項目に対する NERC CIP との比較

参考 URL：

「JESZ0004 (2016) 電力制御ガイドライン」

<https://www.denki.or.jp/wp-content/uploads/2016/07/d20160707.pdf>

「NIST Cyber Security Framework」

<https://www.nist.gov/cyberframework>

(2) 解説書

国内事業者が本 4.4.1. (3) のチェックシートを用いて活用するための解説書を作成する。活用の際に必要な、知識、前提条件、準備項目、チェック方法等をすべて記載すること。解説書の作成にあたっては、NERC CIP の原文を忠実にチェックシート化する必要があるが、日本国内の業態やシステムに沿って検討した場合、日本国内の実情にそぐわないと思われる項目については当該項目について解説すること。

① 適用対象

NERC CIP の “Applicability” と対比する形で、想定される国内の対象範囲を記載すること（国内事業者がチェックシートを使用するにあたって適用可能なサイバーシステムを明確にすること）

② 注意事項

- ・ 細かなニュアンスを伝える必要がある部分（以下「ニュアンス部分」という。）は、英原文を併記可とする。
- ・ 必要に応じ、意味不明部分が生じないように、チェック項目に解釈コメントを追加すること。
- ・ 解説書は、国内事業者がチェックシートを使用するにあたり、それを読んで活用できるような完成度レベルにすること。
- ・ 米国にしか存在しない（国内では馴染みのない）用語に関しては解説を付記すること。

③ 除外検討項目

- ・ 日米の事情の相違などによる除外を検討した方が良くと思われる項目の想定範囲（日米の事業体や経営の違いなどにより、国内には適用が難しい項目があれば理由とともに列記すること）

(3) チェックシート

国内事業者が発電所・変電所等に対し、NERC CIP を適用するためのセルフチェックツールとして使用できるチェックシートを作成する。

① 作成要件

- ・ 対象文書は、以下の最新版とする
 - CIP-002 Cyber Security – BES Cyber System Categorization
 - CIP-003 Cyber Security – Security Management Controls
 - CIP-004 Cyber Security – Personnel & Training
 - CIP-005 Cyber Security – Electronic Security Perimeter(s)
 - CIP-006 Cyber Security – Physical Security of BES Cyber Systems
 - CIP-007 Cyber Security – System Security Management
 - CIP-008 Cyber Security – Incident Reporting and Response Planning
 - CIP-009 Cyber Security – Recovery Plans for BES Cyber Systems
 - CIP-010 Cyber Security – Configuration Change Management and Vulnerability Assessments
 - CIP-011 Cyber Security – Information Protection
 - CIP-014 Physical Security
 - CIP-013 Cyber Security – Supply Chain Risk Management
- ・ チェックシート作成の際は、NERC CIP 原文に記載されている内容を忠実に理解し、反映すること
- ・ 対象文書の“Applicable Systems”“Requirements”“Measures”を全てチェックシートに含めること
- ・ Applicable Systems(適用対象システム)に関しては基本、英文のままの表記として、国内事業者がセルフチェックや、各事業者における対策要件を策定する際の活用を行う際に、どのようなシステムが対象となるかを想定できるよう、解説を記載すること
- ・ “Table of Compliance Elements”を全てチェックシートに含めること
また“VSL(Violation Severity Levels)”については、Level ごとの記載内容の差異がわかりやすいよう、比較可能な部分を色分けするなど工夫すること
- ・ “Measure”に関しては、4.2項のヒアリング調査結果も反映して、具体的な手順を補足説明すること

② 注意事項

- ・ ニュアンス部分は、英原文を併記可とする。
- ・ 必要に応じ、意味不明部分が生じないように、チェック用解釈コメントを追加すること。
- ・ チェックシートについてはチェック内容を表にする際、原文をそのまま日本語訳してチェック欄を追加する形を最低レベルとする。
- ・ チェックシートの成果イメージは別添参照のこと。
(必ずしも同じ様式にする必要はないが、より使いやすいチェックシートであること)
- ・ 日米の事情の相違などによる除外項目は適用除外項目としてまとめること

(4) チェックシート記入例

4.4.1. (3)で作成したチェックシートの記入例として作成する。

記入例が日本国内の業態やシステムの実情に沿って、国内事業者にとって有意義に使えるものになるよう、日本の電力会社を想定し、読者である国内事業者がセルフチェックする際の活用にあたって、セキュリティ対策改善前と、改善後の結果を記載すること。

記入例の作成にあたっては以下を想定して前提条件を検討し、明記の上、記入例を作成すること。
前提条件の内容は、機構と協議して事前承認を受けること。

前提条件：

①対象とするシステム

- ・ セルフチェック対象システムの構成
- ・ セルフチェック対象システムの範囲と、接続する診断対象以外のシステムとの責任分界点
- ・ セルフチェック対象システムの設置環境（発電所、送変電所、事務所などの敷地内配置と、机上・ラック・導管内等どのように設置されているか）

②対象とするシステム運用

- ・ どのような運用を実施しているかの内容

③「改善前」と「改善後」の相違内容（改善前と改善後を一覧表にしてまとめること）

- ・ システム
- ・ 運用
- ・ 設置環境（物理セキュリティ）

4.4.2. 最新版の ES-C2M2 解説書等の作成

(1) 比較対応表

- ES-C2M2 の要求項目ごとに、以下のサイバーセキュリティガイドラインとの比較対応表を作成すること。NIST Cyber Security Framework などとの比較も含めて作成することが望ましい。
- 比較対比する国内外のガイドラインは電力制御システムからスマートメーターまでを網羅した構成で比較することが望ましい。
- 比較する対象となる国内外のガイドラインについては機構と協議の上で決定すること。
- ただし、以下に記載する比較対応表は必須で作成すること。

必須対応表：

ES-C2M2 比較対応表
・ ES-C2M2 の全項目に対するサイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0 との比較
・ サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0 の全項目に対する ES-C2M2 との比較

参考 URL：

「C2M2」

<https://www.energy.gov/ceser/activities/cybersecurity-critical-energy-infrastructure/energy-sector-cybersecurity-0>

「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 2.0」

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/GSM_Guideline_v2.0.pdf

「NIST Cyber Security Framework」

<https://www.nist.gov/cyberframework>

(2) 解説書

国内事業者が本 4.4.2. (3) のチェックシートを用いて活用するための解説書を作成する。

活用の際に必要な、知識、前提条件、準備項目、チェック方法等をすべて記載すること。

解説書の作成にあたっては、ES-C2M2 の原文を忠実にチェックシート化する必要があるが、日本国内の業態やシステムに沿って検討した場合、日本国内の実情にそぐわないと思われる項目については当該項目について解説すること。

「Cybersecurity Capability Maturity Model - Facilitator Guide」も参照することが望ましい。

① 適用対象

- 国内事業者がチェックシートを使用するにあたって適用可能な組織（事業者内の管理運用部門など）を明確にすること
- 複数の所有システムがある事業者の場合、チェックシートの適用範囲をどのように決定すべきか、システムと組織の適用範囲を判断する場合の解説を記載のこと

② 注意事項

- 細かなニュアンス部分は、英原文を併記可とする。
- 必要に応じ、意味不明部分が生じないように、チェック項目に解釈コメントを追加すること。
- 解説書は、国内事業者がチェックシートを使用するにあたり、それを読んで活用できるような完成度レベルにすること。
- 米国にしか存在しない（国内では馴染みのない）用語に関しては解説を付記すること。

③ 除外検討項目

- 日米の事情の相違などによる除外を検討した方が良いと思われる項目の想定範囲（日米の事業体や経営の違いなどにより、国内には適用が難しい項目があれば理由とともに列記すること）

(3) チェックシート

国内事業者が自組織に対してセルフチェックする際に活用するためのチェックシートを作成すること。

① 作成要件

- チェックシート作成の際は、ES-C2M2 原文に記載されている内容を忠実に理解し、反映すること

と

- ・ES-G2M2に記載の全ての“Objectives and Practices”(MIL1~4を含む)を記載して作成すること

② 注意事項

- ・ニュアンス部分は、英原文を併記可とする。
- ・必要に応じ、意味不明部分が生じないように、チェック用解釈コメントを追加すること。
- ・全体の成熟(達成)度を一望できるドーナツチャートについては、判定レベルをわかりやすくする線引きや色分けなどの工夫を含むこと。
- ・チェックシートについてはチェック内容を表にする際、原文をそのまま日本語訳してチェック欄を追加する形を最低レベルとする。
- ・チェックシートの成果イメージは別添参照のこと。
(必ずしも同じ様式にする必要はないが、より使いやすいチェックシートであること)
- ・日米の事情の相違などによる除外項目は適用除外項目としてまとめること

(4) チェックシート記入例

4.4.2. (3)で作成したチェックシートの記入例として作成する。

記入例が日本国内の業態やシステムの実情に沿って、国内事業者にとって有意義に使えるものになるよう、日本の電力会社を想定し、読者である国内事業者がセルフチェックを行うにあたって、セキュリティ対策改善前と、改善後の結果を記載すること。

記入例の作成にあたっては以下を想定して前提条件を検討し、明記の上、記入例を作成する(前提条件を検討すること)。

前提条件の内容は、機構と協議して事前承認を受けること。

前提条件：

①対象とするシステム

- ・セルフチェック対象システムの構成
- ・セルフチェック対象システムの範囲と、接続する診断対象以外のシステムとの責任分界点
- ・セルフチェック対象システムの設置環境(発電所、送変電所、事務所などの敷地内配置と、机上・ラック・導管内等どのように設置されているか)

②対象とするシステム運用

- ・どのような運用を実施しているかの内容

③「改善前」と「改善後」の相違内容(改善前と改善後を一覧表にしてまとめること)

- ・システム
- ・運用
- ・設置環境(物理セキュリティ)

4.4.3. 最新版のNIST IR 7628 解説書等の作成

(1) 比較対応表

- ・NIST IR 7628の要求項目ごとに、以下のサイバーセキュリティガイドラインとの比較対応表を作成すること。NIST Cyber Security Frameworkなどとの比較も含めて作成することが望ましい。
- ・比較する対象となる国内外のガイドラインについては機構と協議の上で決定すること。
- ・ただし、以下に記載する比較対応表は必須で作成すること。

必須対応表：

NIST IR 7628 比較対応表
・NIST IR 7628の全項目に対するJESCZ0004(2016)電力制御ガイドラインとの比較

参考URL：

「NIST IR 7628」

<https://www.nist.gov/publications/cybersecurity-users-guide-guidelines-smart-grid-cybersecurity-nistir-7628-vol-1-2010>

<https://www.nist.gov/publications/release-nist-interagency-report-7628-revision-1-guidelines-smart-grid-cybersecurity>
「JESGZ0004 (2016) 電力制御ガイドライン」
<https://www.denki.or.jp/wp-content/uploads/2016/07/d20160707.pdf>
「NIST Cyber Security Framework」
<https://www.nist.gov/cyberframework>

(2) 解説書

国内事業者が本 4. 4. 3. (3) のチェックシートを使用して活用するための解説書を作成する。NIST IR 7628 解説書は、国内の電力関連システムのどの範囲にあてはめて NIST IR 7628 を活用できるかを検討し、解説すること。ただし、Vol. 2 (Privacy and the Smart Grid) は対象外とする。活用の際に必要となる、知識、前提条件、準備項目、チェック方法等をすべて記載すること。解説書の作成にあたっては、NIST IR 7628 の原文を忠実にチェックシート化する必要があるが、日本国内の業態やシステムに沿って検討した場合、日本国内の実情にそぐわないと思われる項目については当該項目について解説すること。

① 適用対象

- ・ 国内事業者がチェックシートを使用するにあたって適用可能なシステム（システム構成の範囲や責任分界点など）を明確にすること。
- ・ 複数の所有システムがある事業者の場合、チェックシートの適用範囲をどのように決定すべきか、適用範囲を判断する場合の解説を記載のこと。

② 注意事項

- ・ 細かなニュアンス部分は、英原文を併記可とする。
- ・ 必要に応じ、意味不明部分が生じないように、チェック項目に解釈コメントを追加すること。
- ・ 解説書は、国内事業者がチェックシートを使用するにあたり、それを読んで活用できるような完成度レベルにすること。
- ・ 米国にしか存在しない（国内では馴染みのない）用語に関しては解説を付記すること。

③ 除外検討項目

- ・ 日米の事情の相違などによる除外を検討した方が良いと思われる項目の想定範囲（日米の事業体や経営の違いなどにより、国内には適用が難しい項目があれば理由とともに列記すること）

(3) チェックシート

国内事業者が自組織のシステムに対してセキュリティ対策の充実度をセルフチェックするためのチェックシートを作成すること。チェックシートの構成については、有識者の意見を参考に方針を決定し、機構の承認を得て作成するものとするが、少なくともセキュリティ要求事項 (Requirements) は全て、セルフチェックに活用できるようにまとめること。

① 作成要件

- ・ チェックシート作成の際は、NIST IR 7628 原文に記載されている内容を忠実に理解し、反映すること。
- ・ NIST IR 7628 に記載の全ての“Security Requirements”を一覧表形式でチェックシート化し、必要に応じて“Logical Interface Categories” “Impact Levels” “Vulnerability Classes” “Interface Attributes” “Key Management System”などの参照表を作成すること。
- ・ “APPENDIX A CROSSWALK OF CYBERSECURITY DOCUMENTS”の内容を含めること。

② 注意事項

- ・ ニュアンス部分は、英原文を併記可とする。
- ・ 必要に応じ、意味不明部分が生じないように、チェック用解釈コメントを追加すること。
- ・ チェックシートについてはチェック内容を表にする際、原文をそのまま日本語訳してチェック欄を追加する形を最低レベルとする。
- ・ チェックシートの成果イメージは機構と協議の上で決定すること。
- ・ 日米の事情の相違などによる除外項目は適用除外項目としてまとめること。

(4) チェックシート記入例

4.4.3.(3)で作成したチェックシートの記入例として作成する。

記入例が日本国内の業態やシステムの実情に沿って、国内事業者にとって有意義に使えるものになるよう、日本の電力会社を想定し、読者である国内事業者がセルフチェックを行うにあたって、インストラクションになるように記載すること。

記入例の作成にあたっては以下を想定して前提条件を検討し、明記の上、記入例を作成する（前提条件を検討すること）。

前提条件の内容は、機構と協議して事前承認を受けること。

前提条件：

①対象とするシステム

- ・ セルフチェック対象システムの構成
- ・ セルフチェック対象システムの範囲と、接続する診断対象以外のシステムとの責任分界点
- ・ セルフチェック対象システムの設置環境（発電所、送変電所、事務所などの敷地内配置と、机上・ラック・導管内等どのように設置されているか）

②対象とするシステム運用

- ・ どのような運用を実施しているかの内容

5. 事業の実施体制

- (1) 業務の役割を定めた実働可能な人数が確保され、本事業における役割と必要な工数が明確になっていること。
- (2) 調査内容を技術的に把握し、機構との打ち合わせや報告会での質疑応答に対応する担当1名（主担当）を定め、プロジェクト管理体制を組むこと。
- (3) 納入物件及び報告会での報告時で作成するドキュメントは正確かつ明解に記述されるよう、請負者内での事前レビュー体制を設けること。
- (4) 実施要員には、情報セキュリティに関する調査・報告の実施経験を有し、専門的な知識・知見を有する者を含めること。
- (5) 実施要員には、過去に重要インフラ企業、または重要インフラ向け SI ベンダへのヒアリングを行った経験を有する者を含めること。

6. 情報セキュリティに関する要件

- (1) 本事業で作成した納入物件、その作成過程で収集した情報は、本事業の目的の他に利用しないこと。ただし、法令に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- (2) 本事業で作成した納入物件、その作成過程で収集した情報が関係者外に漏えいしないよう、情報セキュリティ対策（アクセス制御や暗号化）により管理すること。
- (3) 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、契約締結前までに示すこと。
- (4) 資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、実施要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍等に関する情報提供を行うこと。
- (5) 本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本事業の機構担当者に、速やかに連絡の上、機構の指示に基づき適切に対応すること。
- (6) 本事業で作成した納入物件、その作成過程で収集した情報の受け渡しは、パスワードによる暗号化など安全な方法で行うこと。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に機構から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、機構に確認を取ること。
- (7) 本事業実施期間中、機構より情報セキュリティ対策の履行状況の確認があった場合は、機構に説明し承認を得ること。
- (8) 本事業実施の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について機構と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- (9) 本事業の一部を別の事業者にも再委託する場合は、上記(1)～(8)の措置の実施を契約等により再委

託先に担保させ、当機構の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。

7. その他留意事項

- ・ 請負者は、各調査項目について、調査が一定程度終了したものから随時機構に報告すること。
- ・ 納入物件に関して、他の著作権に抵触する事項がある場合は、機構担当者と相談の上、著作権者と調整して解決すること。
- ・ 機構から調査に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ 機構との打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。

8. 納入関連

8.1. 納入期限・納入場所

2019年3月20日（水）

〒113-6591

東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 脆弱性対策 Gr

8.2. 納入物件

以下の報告書を取めた電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を納入すること。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 国内有識者へのヒアリング調査中間報告書 | 一式 |
| (2) 最新版の NERC CIP の日本語訳 | 一式 |
| (3) 最新版の NERC CIP の解説書等 | |
| ・ 比較対応表 | 一式 |
| ・ 解説書 | 一式 |
| ・ チェックシート | 一式 |
| ・ チェックシート記入例 | 一式 |
| (4) 最新版の ES-C2M2 の解説書等 | |
| ・ 比較対応表 | 一式 |
| ・ 解説書 | 一式 |
| ・ チェックシート | 一式 |
| ・ チェックシート記入例 | 一式 |
| (5) 最新版の NIST IR 7628 の解説書等 | |
| ・ 比較対応表 | 一式 |
| ・ 解説書 | 一式 |
| ・ チェックシート | 一式 |
| ・ チェックシート記入例 | 一式 |

<注>

本調査内で作成又は入手した資料、議事録、文献等も併せて提出すること。

- ・ 報告会での配布資料一式
- ・ ヒアリング時の議事録、参考資料
- ・ 用語一覧

提出物全体の作成に当たっては、以下を遵守すること

- ・ 日本語で作成すること（固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能。ただし、そ

の場合は日本語での解説も併記すること)。

- ・ 提出物のファイル形式は機構と協議の上で決定すること。
- ・ 表を含め、編集可能な形式とすること。
- ・ 誤記・誤植を含まないこと。
- ・ 図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
- ・ 文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
- ・ 機構からの依頼(説明の追記や、独自の図表作成)を反映すること。
- ・ 予め記述項目、記載内容及び記載水準に対して機構の了解を得ること。
- ・ 国内重要インフラ事業者のシステム管理者やセキュリティ担当者が読むことを想定した記述とすること。
- ・ 一般公開に資する内容とし、図表を用いた分かりやすい記述とすること。

9. 検収関連

9.1. 検収条件

納入物件の内容に関しては、調査内容及び対象に関して本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

(別添)

① チェックシート (NERC CIP 法令遵守要件)

CIP-005-5 テーブル R2 - 双方向リモートアクセス管理			
Part	適用システム	要求事項	測定尺度
2.1	高位の影響 BES サイバーシステムとその関連: ・保護されたサイバー資産 (Protected Cyber Assets) 外部ルーティング可能な接続を持つ中位の影響 BES サイバーシステムとその関連: ・保護されたサイバー資産 (Protected Cyber Assets)	双方向リモートアクセスを開始するサイバー資産が該当するサイバー資産に直接アクセスしないような中間システムを利用する。	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠の例としては、ネットワーク図やアーキテクチャ文書などが含まれるが、これらに限定されない。
2.2	高位の影響 BES サイバーシステムとその関連: ・保護されたサイバー資産 (Protected Cyber Assets) 外部ルーティング可能な接続を持つ中位の影響 BES サイバーシステムとその関連: ・保護されたサイバー資産 (Protected Cyber Assets)	すべての双方向リモートアクセスセッションでは、中間システムで終了する暗号化を使用する。	<input type="checkbox"/> 証拠の例としては、暗号化の開始と終了の詳細なアーキテクチャドキュメントが含まれるが、これに限定されない。
2.3	高位の影響 BES サイバーシステムとその関連: ・保護されたサイバー資産 (Protected Cyber Assets) 外部ルーティング可能な接続を持つ中位の影響 BES サイバーシステムとその関連: ・保護されたサイバー資産 (Protected Cyber Assets)	すべての双方向リモートアクセスセッションに対して多要素認証を要求する。	<input checked="" type="checkbox"/> 証拠の例としては、使用する認証要因を詳述したアーキテクチャ文書が含まれるが、これに限定されない。 認証の例としては、これらに限定されるものではないが、以下がある。 ・パスワードや PIN など、個人が知っているもの。これにはユーザ ID は含まれない。(PIN: Personal Identification Number) ・トークン、デジタル証明書、スマートカードなど、個人が持っているもの。または ・指紋、虹彩スキャン、またはその他の生体認証特性など、個々のもの。

② チェックシート (NERC CIP 違反レベル判定表)

#	計画対象期間	違反リスク要因	違反の重大度レベル (CIP-005-5)			
			低度	中度	高度	重度
R2	運用計画と同日業務	中	責任エンティティは、要件のパーティ 2.1 ~ 2.3 における 1 つ以上の該当項目について、文書化されたプロセスを持っていない。	責任エンティティは、要件のパーティ 2.1 ~ 2.3 における、いずれの該当項目 プロセスも実装していない。	責任エンティティは、要件のパーティ 2.1 ~ 2.3 における 2 つの該当項目のプロセスを実装していない。	責任エンティティは、要件のパーティ 2.1 ~ 2.3 における 3 つの該当項目のプロセスを実装していない。

③ チェックシート (C2M2 要件表)

略号	内容	MIL1	MIL2	MIL3	
IAM	1. IDの確立と管理	<p>a. IDは、資産へのアクセスを必要とする人員および機器(サービス、デバイスなど)に対して割り当てられている (注：共有IDも割り当てられている)</p> <p>a. Identities are provisioned for personnel and other entities (e.g., services, devices) who require access to assets (note that this does not preclude shared identities)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> d. ID管理表が定期的に見直しされ、妥当性を保証するために更新されている(依然として必要なIDのアクセスを保証するため)</p> <p>d. Identity repositories are periodically reviewed and updated to ensure validity (i.e., to ensure that the identities still need access)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> g. 組織のリスク基準によって資格情報の要件が定められている(リスクの高いアクセスのための多要素の資格情報など)</p> <p>g. Requirements for credentials are informed by the organization's risk criteria (e.g., multifactor credentials for higher risk access)</p>	<input type="checkbox"/>
		<p>b. 資産へのアクセスを必要とする人員および機器に対して資格情報(パスワード、スマートカード、証明書、キーなど)が発行されている</p> <p>b. Credentials are issued for personnel and other entities that require access to assets (e.g., passwords, smart cards, certificates, keys)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> e. 資格情報が定期的を確認され、適切な個人または機器に関連付けられていることを保証する</p> <p>e. Credentials are periodically reviewed to ensure that they are associated with the correct person or entity</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	
		<p>c. IDは不要になったときに無効化されている</p> <p>c. Identities are deprovisioned when no longer required</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> f. IDは、不要になったときに組織で定義された期限内に無効化されている</p> <p>f. Identities are deprovisioned within organizationally defined time thresholds when no longer required</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	

IV. 入札資料作成要領

「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する 調査」

入札資料作成要領

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

2.2 遵守確認事項

2.3 提案要求事項

2.4 添付資料

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

3.2 提案書様式

3.3 留意事項

本書は、「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」に係る入札資料の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は入札者に以下の表1に示す資料を提示する。入札者はこれを受け、以下の表2に示す資料を作成し、機構へ提出する。

[表1 機構が入札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	本件「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」の仕様を記述（目的・内容等）。
② 入札資料作成要領	入札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	機構が入札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 入札者が機構に提出する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札者が提案する、調査内容、調査方法。 ・NERC CIP 解説書、ES-C2M2 解説書、NIST IR 7628 解説書、それぞれの目次（案）。 ・実施体制、スケジュール。 ・業務従事者のスキル ・補足資料（入札者の関連する実績の詳細）等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～7	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例：調査方法、実施体制等
8	添付資料	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等

2.2 遵守確認事項

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

[表4 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	遵守確認事項の分類	機構
内容説明	遵守すべき事項の内容	機構
遵守確認	入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。	入札者

2.3 提案要求事項

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表5を参照すること。

[表5 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
提案要求事項	入札者に提案を要求する内容	機構
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	機構
得点配分	基礎点及び各項目に対する最大加点	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	入札者

2.4 添付資料

添付資料における各項目の説明を以下表6に示す。

[表6 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
資料内容	入札者が提案の詳細を説明するための資料	機構
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	入札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表7 提案書目次及び提案要求事項]

提案書 目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	調査業務の実施方針等	目標設定、実施作業内容、実施スケジュール及び事業の実現性等。
2	国内有識者へのヒアリング調査	仕様書4.2. 国内有識者へのヒアリング調査において、(2)記載の内容以外に提案時に想定しているヒアリング内容があれば記載すること。
3	最新版のNERC CIPの日本語訳の作成	仕様書4.3.において、提案時にNERC CIP 以外に日本語訳作成を提案する文書があれば、その有益性の理由とともに記載すること。
4	最新版のNERC CIP, C2M2 及びNIST IR 7628解説書等の作成	4.1 最新版のNERC CIP解説書等の作成： 仕様4.4.1(1)比較対応表の必須以外にも比較すべき国内外のガイドラインがある場合には提案のこと。 仕様4.4.1(2)解説書の内容を機構がイメージできるように、記載内容を把握するための目次(案)を記載すること。 仕様4.4.1(3)(4)チェックシート及び記入例については、国内事業者が自己評価に使用するにあたって、評価適用にそぐわない項目をどのように判別するか、チェックシートごとの適用システムまたは組織の範囲をどのように想定するか、を提案のこと。
		4.2 最新版のES-C2M2解説書等の作成： 仕様4.4.2(1)比較対応表の必須以外にも比較すべき国内外のガイドラインがある場合には提案のこと。 仕様4.4.2(2)解説書の内容を機構がイメージできるように、記載内容を把握するための目次(案)を記載すること。 仕様4.4.2(3)(4)チェックシート及び記入例については、国内事業者が自己評価に使用するにあたって、評価適用にそぐわない項目をどのように判別するか、チェックシートごとの適用システムまたは組織の範囲をどのように想定するか、を提案のこと。
		4.3 最新版のNIST IR 7628解説書等の作成： 仕様4.4.3(1)比較対応表の必須以外にも比較すべき国内外のガイドラインがある場合には提案のこと。 仕様4.4.3(2)解説書の内容を機構がイメージできるように、記載内容を把握するための目次(案)を記載すること。 仕様4.4.3(3)(4)チェックシート及び記入例については、国内事業者が自己評価に使用するにあたって、評価適用にそぐわない項目をどのように判別するか、チェックシートごとの適用システムまたは組織の範囲をどのように想定するか、を提案のこと。
5	組織の経験・能力	本事業実施の、体制、環境及び類似事業の実績、業務ノウハウの蓄積等の実施能力。

6	業務従事者の経験・能力	過去の経験、業務遂行上有効な知識の有無等。
7	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
8	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。例としては、実施担当者の専門知識、関連する資格や実施組織の類似事業の実績の詳細など。

3.2 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書は、電子媒体の提出を求める場合がある。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office2010互換とし、やむを得ない事情がある場合にはPDF形式とし、そのいずれかとする（これに拠りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

3.3 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。
- ② 入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ③ 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ④ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑤ 提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。
- ⑥ 提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。
- ⑦ 提案内容の一部を外注する場合は、その作業内容を明記すること。

V. 評価項目一覧

「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する 調査」

評価項目一覧

独立行政法人情報処理推進機構

1. 評価項目一覧－遵守確認事項－

大項目	小項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1 納入物件	調査実施報告書等は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。	
	0.2 調査の範囲	Ⅲ.仕様書「4.業務内容」に記載している項目を一括して受託すること（部分についての提案は認めない）。	
	0.3 業務従事者の経験・能力	Ⅲ.仕様書「5.事業の実施体制」に記載している実施要員に関する要件を満たすこと。	
	0.4 スケジュール	作業計画を明確に定めた上で工程管理を行い、納入期限を守ること。	

2. 評価項目一覧－提案要求事項－

提案書の目次			対応 仕様書 項番	提案要求事項	評価 区分	得点配分			提案 書頁 番号
大 項 目	中 項 目	小 項 目				基 礎 点	加 点	合 計	
1 調査業務の実施方針等									
	1.1 作業計画の妥当性、 効率性		4.1	・作業計画書の日程等に無理がなく、 目的に沿った実現性はあるか。	必須	10	-	20	
				・調査を効率的に進めるための工夫が なされており、それが妥当である事が説 明されているか。	任意	-	10		
	1.2 報告会での報告対応			・作業計画の作成と業務遂行管理での 報告、報告書提出のスケジュールが矛盾 なく示されているか。	必須	5	-	10	
				・業務遂行管理におけるレビュー及び 報告会での指摘に対応する課題管理 や情報共有の手法が記載されている か。	任意	-	5		
2 国内有識者へのヒアリング調査									
	2.1 ヒアリング調査の内容		4.2	・調査の方法や、ヒアリング先への調査 までのプロセスが提案されているか。	必須	5	-	15	
				・調査を実施する際の具体的な手順が 示されているか。	任意	-	5		
				・(2)の要件記載以外に追加するヒアリ ング内容を、独自の観点で提案してい るか。	任意	-	5		
3 最新版の NERC CIP 日本語訳の作成									
	3.1 日本語訳作成の内容		4.3	・4.3.に対する実施内容が網羅されて いるか。	必須	5	-	15	
				・作成プロセスにおける、対象文書本文 の意図を正確に和訳するための考え 方、チェック方法などの工夫が提案され ているか。	任意	-	5		
				・4.3.に対して、NERC CIP 以外に日 本語訳作成を提案する文書が、何故有 益なのかの理由とともに記載されてい るか。	任意	-	5		
4 最新版の NERC CIP, C2M2 及び NIST IR 7628 解説書等の作成									
	4.1 最新版 の NERC CIP 解説書 等の作成	4.1.1 比較 対応表	4.4.1	・(1)におけるすべての比較対応表作成 が網羅されているか。	必須	5	-	85	

				・(1)必須対応表に記載以外のガイドラインが何故有益なのかの理由とともに提案されているか。	任意	-	10		
		4.1.2 解説書		・(2)NERC CIP 解説書の目次案が記載されているか。	必須	5	-		
				・(2)NERC CIP 解説書の目次案の目標ページ数は、国内事業者が読みやすく、実際の自己評価に取り組みやすい（全体構成から見てバランスの良い）構成で提案されているか。	任意	-	5		
				・(2)NERC CIP 解説書において、米国内の指標（Violation Severity Levels など）を国内事業者が参照・適用する場合の、適用項目と除外項目をどのように選別するか有効な提案があるか。	任意	-	20		
		4.1.3 チェックシート		・(3) NERC CIP チェックシートを、国内事業者が評価に使用するにあたって、評価適用にそぐわない項目をどのように判別するか、チェックシートごとの適用システムまたは組織の範囲をどのように想定するか、等について適切な方針が提案されているか。	必須	10	-		
				・(3) NERC CIP チェックシートは国内事業者の評価のために、原文をそのまま日本語訳してチェック欄を設けるだけでなく、原文のニュアンスを国内事業者が誤解させないための工夫や、国内事業者のための参照用リファレンス欄を設けるなど、有効な工夫が提案されているか。	任意	-	5		
				・(4) NERC CIP チェックシートの記入例で、前提条件が要求通りに想定されているか。	必須	5	-		
		4.1.4 記入例		・(4)前提条件①及び②に対して、NERC CIP チェックシートは、想定する評価対象システムの構成・範囲・設置環境・運用の想定が、日米の事業構造の差異などを前提として、どのように前提条件を決定するか有効な提案がされているか。	任意	-	5		
				・(4)前提条件③に対して、NERC CIP チェックシート記入例の改善前と改善後の比較をするための、「改善前」「改善後」の想定が、日米の事業構造の差異などを前提として、どのように前提条件を決定するか有効な提案がされているか。	任意	-	5		
		4.1.5 その他		提案要求事項以外にも機構が評価できる提案があるか	任意	-	10		
	4.2 最新版の ES-C2M2 解説書等の作成	4.2.1 比較対応表	4.4.2	・(1)におけるすべての比較対応表作成が網羅されているか。	必須	5	-	65	

				・(1)必須対応表の ES-C2M2 比較対応表で比較対比する国内外のガイドラインについて、必須対応表に記載以外のガイドラインが何故有益なのかの理由とともに提案されているか。	任意	-	5		
		4.2.2 解説書		・(2)ES-C2M2 解説書の目次案が記載されているか。	必須	5	-		
				・(2)ES-C2M2 解説書の目次案の目標ページ数は、国内事業者が読みやすく、実際の自己評価に取り組みやすい（全体構成から見てバランスの良い）構成で提案されているか。	任意	-	5		
				・(2) Cybersecurity Capability Maturity Model - Facilitator Guide を参照して目次案が記載されているか。	任意	-	5		
			4.2.3 チェックシート		・(3) ES-C2M2 チェックシートを、国内事業者が評価に使用するにあたって、評価適用にそぐわない項目をどのように判別するか、チェックシートごとの適用システムまたは組織の範囲をどのように想定するかが提案されているか。	必須	10	-	
					・(3) ES-C2M2 チェックシートは国内事業者の評価のために、原文をそのまま日本語訳してチェック欄を設けるだけでなく、原文のニュアンスを国内事業者が誤解させないための工夫や、国内事業者のための参照用リファレンス欄を設けるなど、独自の工夫が提案されているか。	任意	-	5	
		4.2.4 記入例		・(4) ES-C2M2 チェックシートの記入例で、前提条件が要求通りに想定されているか。	必須	10	-		
				・(4)前提条件①及び②に対して、ES-C2M2 チェックシートは、想定する評価対象システムの構成・範囲・設置環境・運用の想定が、日米の事業構造の差異などを前提として、どのような方針で前提条件を決定するかが提案されているか。	任意	-	5		
				・(4)前提条件③に対して、ES-C2M2 チェックシート記入例の改善前と改善後の比較をするための、「改善前」「改善後」の想定が、日米の事業構造の差異などを前提として、どのような方針で前提条件を決定するかが提案されているか。	任意	-	5		
		4.2.5 その他		提案要求事項以外にも機構が評価できる提案があるか	任意	-	5		
4.3 最新版の NIST IR	4.3.1 比較	4.4.3		・(1)における比較対応表作成が網羅されているか。	必須	5	-	100	

7628 解説書等の作成	対応表	・(1)必須対応表の NIST IR 7628 比較対応表で比較対比する国内外のガイドラインについて、必須対応表に記載以外のガイドラインが何故有益なのかの理由とともに提案されているか。	任意	-	5		
	4.3.2 解説書	・(2)NIST IR 7628 解説書の目次案が記載されているか。	必須	5	-		
		・(2)NIST IR 7628 解説書の目次案の目標ページ数は、国内事業者が読みやすく、実際の自己評価に取り組みやすい(全体構成から見てバランスの良い)構成で提案されているか。	任意	-	5		
		・(2)NIST IR 7628 解説書において、米国内の指標(Logical Interface Category など)を日本に適用する場合の、日米の事業構造の相違などにより、適用できる要件と適用できない要件を、どのように判別するかの記事が提案に含まれているか。	任意	-	20		
		・(3) NIST IR 7628 チェックシートを、国内事業者が評価に使用するにあたって、評価適用にそぐわない項目をどのように判別するか、チェックシートごとの適用システムまたは組織の範囲をどのように想定するか、等の方針が提案されているか。	必須	10	-		
	4.3.3 チェックシート	・(3) NIST IR 7628 チェックシートは国内事業者の評価のために、原文をそのまま日本語訳してチェック欄を設けるだけでなく、原文のニュアンスを国内事業者に誤解させないための工夫や、国内事業者のための参照用リファレンス欄を設けるなど、独自の工夫が提案されているか。	任意	-	20		
		・(4) NIST IR 7628 チェックシートの記入例で、前提条件が要求通りに想定されているか。	必須	10	-		
	4.3.4 記入例	・(4)前提条件①に対して、NIST IR 7628 チェックシートは、評価対象システムの構成・範囲の想定に対して、日米における事業体やシステム構成の差異を、どのように判断して適用できるものと適用できないものを、どのように峻別の上チェックシートに表記するか創意工夫が提案に含まれているか。	任意	-	5		
		・(4)前提条件①及び②に対して、NIST IR 7628 チェックシートは、想定する評価対象システムの構成・範囲・設置環境・運用の想定が、日米の事業構造の差異などを前提として、どのような方針で前提条件を決定するかが提案されているか。	任意	-	5		
		提案要求事項以外にも機構が評価できる提案があるか	任意	-	10		
	4.3.5 その他						

5 組織の経験・能力							
5.1 調査実施体制	5	・業務の役割を定めた実働可能な人数が確保され、本事業における要員の役割と必要な工数が明確になっているか。	必須	5	-	30	
		・止むを得ない事情などにより体制に欠員が生じた場合でも、円滑な事業遂行のために有効な人員補助体制が組まれているか。	任意	-	5		
		・調査内容を技術的に把握し、機構との打ち合わせや報告会での質疑応答に対応する担当1名(主担当)を定めているか。	必須	5	-		
		・納期遵守あるいは品質確保のため、プロジェクト管理体制に工夫があるか。	任意	-	10		
		・本事業に係る事前レビュー体制を設けているか。	必須	5	-		
	5.2 類似業務の経験		・組織としてシステムやIT製品の情報セキュリティに関する調査案件を行った経験を豊富に有するか。	任意	-	5	5
6 業務従事者の経験・能力							
6.1 類似調査業務の経験	5	・実施要員は情報セキュリティに関する調査・報告を実施した経験を有しているか。	必須	10	-	35	
		・実施要員は、情報セキュリティの観点で、システムの脅威分析やその対策の分析を行った経験を有しているか。	任意	-	5		
		・実施要員は情報セキュリティ対策に関するガイドラインやチェックリストを執筆した経験を有しているか。	任意	-	10		
		・実施要員は過去に政府の情報セキュリティに関する施策の報告会に関わった経験を有しているか。	任意	-	5		
		・実施要員は過去に重要インフラ企業、または重要インフラ向けSIベンダを対象としたヒアリング調査を行った経験を有しているか。	必須	5	-		
6.2 調査内容に関する専門知識・適格性		・実施要員は情報セキュリティに関する専門知識・知見を有しているか。	必須	10	-	30	
		・実施要員は、情報システム及び制御システムに対して現実的に脅威となる脆弱性を調査、報告した経験を有しているか。	任意	-	10		
		・実施要員は調査結果に基づいて、データ分析及びレポートを行う能力を有しているか。	任意	-	5		
		・実施要員は、調査対象となる重要インフラ業種に関する知見を有しているか。	任意	-	5		

7 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

		<p>・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。</p> <p>①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)</p> <p>②次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</p> <p>③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業)</p>	任意	-	14	14	
				150	274	424	

3. 添付資料

提案書の目次				提案書 頁 番号
大項目	小項目	資料内容	提案の要否	
8 添付資料				
	8.1 実施体制及び調査・ 作成者略歴	・ 入札者の概要の分かる資料	任意	
		・ 本調査履行のための体制図	任意	
		・ 各業務担当者の略歴	任意	
	8.2 会社としての実績	・ 本調査の類似案件実績	任意	
		・ 本調査に有用な領域での資格、実績等	任意	
		・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に 関する認定通知書等の写し	任意	
	8.3 その他	・ その他提案内容を補足する説明、調査 実施における前提条件等	任意	

VI. 評価手順書

「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」

評価手順書(加算方式)

独立行政法人 **情報処理推進機構**

本書は、「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法を以下に示す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点
価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)
※小数点第2位以下切捨て

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を424点、価格点の配分を212点とする。

技術点	424点
価格点	212点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

一次評価として、「V. 評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「2.2 二次評価」を行う。

- ① 「1. 遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。
- ② 「2. 提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。
- ③ 「3. 添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

2.2 二次評価

上記「2.1 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価に当たっては、複数の評価者で各項目を評価し、各評価者の評価結果（得点）の平均値（小数点第2位以下切捨て）をもって技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により算定した技術点
- ② 「1.2 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「V. 評価項目一覧」の「2. 評価項目一覧-提案要求事項-」を参照すること。

3.2 基礎点評価

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を**不合格**とし、価格点の評価は行わない。

3.3 加点評価

任意項目について、提案内容に応じて下表の評価基準に基づき加点を付与する。

評価 ランク	評価基準	項目別得点		
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	10	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	12	6	3
B	概ね妥当な内容である。	4	2	1
C	内容が不十分である。	0	0	0

ただし、「7 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	1段階目（※1）	4
	2段階目（※1）	8
	3段階目	14
	行動計画（※2）	2
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	くるみん	4
	プラチナくるみん	8
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		8

※1 労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。

※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

Ⅶ. その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程、入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する場合における電子申請マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、次の各号に定める方法により、入札を行わなければならない。

(1) 直接入札又は郵便等入札 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(2) 電子入札 入札者は、電子入札システムを利用して入札金額を含む入札データを送信しなければならない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書又は入札データ（以下「入札書等」という。）に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(電子入札)

第8条 電子入札を行う場合は、電子入札システムのマニュアルに定めるデジタル証明書の取得を行い、公告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札を行わなければならない。この場合において、入札者に求められる競争参加資格を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、電子入札とは別に競争参加資格を満たすことを証明する証書等を提出しなければならない。

(代理人の制限)

第9条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第10条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第11条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第13条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第14条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

- 第 15 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が当機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。
- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
 - 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

- 第 16 条 直接入札又は郵便等入札にあっては、開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
 - 3 電子入札にあっては、開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、契約担当職員等の指定する時刻に再度入札を行う。
 - 4 前項において、入札者又は代理人は、開札時に電子入札システムを立ち上げたパソコンで開札の状況を確認し、速やかに再度入札ができるようにしなければならない。

(同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

- 第 17 条 最低価格落札方式にあっては、落札となるべき最低価格の入札をした者が二者以上あるときは、電子入札システムのくじ引き機能（乱数によるランダム選択）をもって落札者を決定する。また、総合評価落札方式にあっては、同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 13 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第 18 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

- 第 19 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第 20 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出若しくは電子入札をもって誓約します。

(様式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター
セキュリティ対策推進部脆弱性対策グループ 担当者殿

質 問 書

「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、機構のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

使用印鑑



(様式 3)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 　　¥ _____

件 名 「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

(様式 4)

提案書受理票 (控)

提案書受理番号 _____

件名：「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」に関する提案書

【入札者記載欄】

提出年月日：	年	月	日
法人名：			
所在地：	〒		
担当者：	所属・役職名		
	氏名		
	TEL		FAX
	E-Mail		

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状 (委任する場合)	1 通		②	入札書 (封緘)	1 通	
③	提案書	4 部		④	評価項目一覧	4 部	
⑤	最新の納税証明書	1 通		⑥	資格審査結果通知書の写し	1 通	
⑦	提案書受理票	(本紙)	—				

----- 切り取り -----

提案書受理番号 _____

提案書受理票

年 月 日

件名 「米国電力システムにおける情報セキュリティ対策基準に関する調査」

法人名 (入札者が記載) : _____

担当者名 (入札者が記載) : _____ 殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター
 セキュリティ対策推進部脆弱性対策グループ
 担当者名 : _____ ㊟

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。